目次中「第三節　管理（第三十六条―第四十五条）
第四節　解散及び合併（第四十六条―第五十五条）」を
第四節　計算（第四十六条・第四十七条）
第一款　会計の原則等（第四十七条―第四十八条の七）
第二款　会計帳簿（第四十八条の八―第四十八条の十二）
第三款　計算書類等（第四十八条の十三―第四十八条の十七）
第五節　定款の変更（第四十九条）
第六節　解散及び清算並びに合併
第一款　解散（第五十条―第五十五条の二十二）
第二款　清算
第一目　清算の開始（第五十一条―第五十五条の二十三）
第二目　清算法人の機関（第五十五条の二十四―第五十五条の二十六）
第三目　財産目録等（第五十五条の二十七―第五十五条の三十五）
第四目　債務の弁済等（第五十五条の三十六）
第五目　残余財産の帰属（第五十五条の三十七）
第六目　清算事務の終了等（第五十五条の三十八）
第三款　合併
第一目　通則（第五十六条―第五十六条の三）
第二目　吸収合併（第五十六条の四―第五十六条の十）
第三目　新設合併（第五十六条の十一―第五十六条の十七）
第四目　合併の無効の訴え（第五十六条の十八―第五十六条の二十四）
第七節　社会福祉充実計画（第五十六条の二十五―第五十六条の三十）」を

に、「第五節」を「第八節」に、「第百三十一条」を「第百三十条」に、「第三十七条」を「第三十一条」に、「第三十八条―第四十五条の七」を「第三十二条―第三十九条の七」に、「第四十五条の八―第四十五条の十二」を「第三十九条の八―第三十九条の十二」に、「第四十五条の十三―第四十五条の十七」を「第三十九条の十三―第三十九条の十七」に、「第四十六条・第四十七条」を「第四十条・第四十一条」に、「第四十八条」を「第四十二条」に、「第四十九条」を「第四十三条」に、「第五十条―第五十五条の二十二」を「第四十四条―第五十条の二十二」に、「第五十五条の二十三―第五十五条の三十五」を「第五十条の二十三―第五十条の三十五」に、「第五十五条の三十六」を「第五十条の三十六」に、「第五十五条の三十七」を「第五十条の三十七」に、「第五十五条の三十八」を「第五十条の三十八」に、「第五十六条―第五十六条の三十」を「第五十一条―第五十一条の三十」に、「第五十六条の四―第五十六条の十七」を「第五十一条の四―第五十一条の十七」に、「第五十六条の十八―第五十六条の二十四」を「第五十一条の十八―第五十一条の二十四」に、「第五十六条の二十五―第五十六条の三十」を「第五十一条の二十五―第五十一条の三十」に改める。

第三十一条第一項第五号中「役員」の下に「（理事及び監事をいう。以下この条、次節第二款、第六章第八節、第九章及び第十章において同じ。）の定数その他役員」を加え、同号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

五　評議員及び評議員会に関する事項

第三十一条第三項中「第一項第十二号」を「第一項第十三号」に改め、同項を同条第六項とし、同条第二項中「役員」の下に「及び評議員」を加え、同項を同条第三項とし、同項の次に次の二項を加える。

4　設立しようとする社会福祉法人が会計監査人設置社会福祉法人（会計監査人を置く社会福祉法人又はこの法律の規定により会計監査人を置かなければならない社会福祉法人をいう。以下同じ。）であるときは、設立当初の会計監査人は、定款で定めなければならない。

5　第一項第五号の評議員に関する事項として、理事又は理事会が評議員を選任し、又は解任する旨の定款の定めは、その効力を有しない。

第三十一条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項の定款は、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして厚生労働省令で定めるものをいう。以下同じ。）をもつて作成することができる。

第三十三条中「第十四号」を「第十五号」に改める。

第三十四条の二を次のように改める。

（定款の備置き及び閲覧等）

第三十四条の二　社会福祉法人は、第三十一条第一項の認可を受けたときは、その定款をその主たる事務所及び従たる事務所に備え置かなければならない。

2　評議員及び債権者は、社会福祉法人の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、債権者が第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該社会福祉法人の定めた費用を支払わなければならない。

一　定款が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧の請求

二　前号の書面の謄本又は抄本の交付の請求

三　定款が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を厚生労働省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

四　前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて厚生労働省令で定めるものをいう。以下同じ。）であつて当該社会福祉法人の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

第三十四条の二第二項第二号中「前項第二号」を「前項第二号又は第四号」に改める。

第三十四条の二第二項の次に次の一項を加える。

3　社会福祉法人は、前項第三号又は第四号の請求があつたときは、当該社会福祉法人の定めた費用を支払わなければならない。

第三十四条の二第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3　社会福祉法人は、前項第三